

JICA海外投融資に関する案件選択の指針

平成24年10月16日

令和2年11月1日改訂

外務省国際協力局開発協力総括課
財務省国際局開発政策課
経済産業省貿易経済協力局通商金融課
独立行政法人国際協力機構企画部

1. 基本的考え方

- 開発援助機関であるJICAが「有償資金協力」として行う「開発事業」への資金供給。(注1)
- 既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件への対応(新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定))。
- 企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応する(インフラ海外展開に関する新戦略の骨子(令和2年7月9日経協インフラ戦略会議決定))。

2. 対象分野

上記基本的考え方を踏まえ、以下の2分野とする。

- インフラ・成長加速化
- SDGs(貧困削減、気候変動対策を含む)

3. 対象国

ODA対象国とする。

4. 取引形態による対象類型

上記基本的考え方を踏まえ、取引形態に着目した以下の要件を設定し、それらを考慮しつつ既存の金融機関では対応出来ない、開発効果の高い案件であることを政府が確認する。なお、事業達成の見込みがあると認められる場合に限る(JICA法14条3項)。

(1) 融資

- ① 以下の2要件を満たすこと。
 - 先導的案件であること。(注2)
 - 案件実施について、ホスト国政府等に対してしかるべく事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。

- ② 加えて、リコース型案件及び協調融資案件においては、以下のとおりとする。
 - リコース型案件については、原則として、日本（日系）企業以外が信用補完するもの。
 - 協調融資案件については、以下のいずれかを満たすものとする。
 - (i) 相手先が地場金融機関のみのもの。
 - (ii) 相手先が国際開発金融機関のみのもの。
 - (iii) 相手先が地場金融機関及び国際開発金融機関のみのもの。
- ※ JICA の譲許的条件（金利、期間、債権順位等の面）での融資が既存の民間金融機関が行う資金の貸付け又は出資を質的に補完することでこれを可能にする場合、民間金融機関との協調融資が可能。

（２）出資

案件実施について、ホスト国政府等に対してしかるべく事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。なお、過去の実施案件の研究・評価を踏まえ、既存金融機関では対応できない、開発効果の高い案件を如何に選定するか事案ごとに慎重な検討が必要。

5. JICA 海外投融資の案件審査プロセス（別紙フローチャート参照）

（１）プロセス概要

- JICA 海外投融資を希望する場合の窓口を JICA に一本化する。
- JICA は、申請企業等より提供される以下の必要情報が出揃い、企業等から検討依頼が行われ次第、JBIC 及び外務省・財務省・経済産業省（以下、三省と言う。）に情報共有を行う。

（全案件共通）

事業計画（資金計画、及びキャッシュフローの概要等）、本邦企業が関与する場合その役割・関与形態、借入人・出資先の株主の名称、JBIC 先議の結論を得るべき特段の期限（入札期限等）がある場合にはその年月日

（企業向け出融資）

借入人・出資先の財務諸表（直近 3 期、又は入手可能なもの）

（事業向け出融資）

ホスト国政府の役割・関与形態を含めた事業スキーム

- JBIC は、上記の情報共有日から起算し 1 週間ないし 2 週間（カ

レンダーベース）以内に採択の可否を判断し、JBIC先議を終える。

- JICA、JBIC、三省間の情報共有の枠組みを設け、先議対象案件の投融資申請からファイナンスクローズまで枠組み内で頻繁に情報共有を行うことで、適切な進捗管理を図る。
- 個別案件の検討・審査の進捗状況について、各案件の申請企業等の求めに応じて検討主体となっているJICAもしくはJBICから説明を行う。

（２）JBIC先議の要否

予見可能性向上のため、JBIC先議の要否については、以下の分類に従うこととする。

- ① JBIC法上、JBICが対応不能な場合は、JBIC先議を不要とする。

＜JBIC先議を不要とする案件＞

- 出融資先の事業の組成や財・サービスの供給・購入に日本企業が関与しない等、日本企業の裨益が見込まれない開発案件向けの出融資案件。

（但し、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする案件、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処を目的とする案件を除く。）

- ② JBIC法上、JBICが対応可能だが、過去の事例に照らし、開発性が強いとしてJICAが対応してきた以下の類型の案件についてJBIC先議を行う場合、JBICはJICAによる情報共有から起算し１週間以内（カレンダーベース）に先議を終える。

＜過去の事例に照らし、開発性が強いとしてJICAが対応してきた案件の目安（類型）＞

類型１：JICA「協力準備調査（海外投融資）」由来の融資案件

類型２：JICA単独の（他の金融機関が参画しない）開発向け融資案件

類型３：国際開発金融機関からJICAに持ち込まれた国際開発金融機関との協調融資案件

- ③ 上記①②に該当しない場合、JBICはJICAによる情報共有から起算し２週間以内（カレンダーベース）に先議を終える。

（以 上）

(注 1)

●独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

(JICA法第3条)

●機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(2) 有償の資金供与による協力(資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。)に関する次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業(これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。)の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。(JICA法第13条1項2号イ、ロ)

●機構は、前条第1項第2号に規定する業務について、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。(JICA法第14条1項)

●機構は、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合に限り、前条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。(JICA法第14条2項)

●機構は、開発事業に係る事業計画又は前条第一項第二号イの経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り、同号に規定する業務を行うことができる。(JICA法第14条3項)

(注2)

- 先導的案件とは、原則として、過去にホスト国の類似案件について非譲許的条件での融資実績がない場合、あるいは過去に類似案件への融資実績があったとしても、既存の民間金融機関による非譲許的な融資で現状対応できない場合。
- ホスト国における今後の事業モデルとなりうる案件を形成することを通じ、我が国企業の海外展開の可能性を拡大する役割を期待。